

平成 23 年第 4 回加西市教育委員会会議録

1. 開会日時 平成 23 年 4 月 22 日 (金) 14 時 00 分
2. 閉会日時 同 日 16 時 00 分
3. 開催場所 加西市庁舎 5 階 (大) 会議室
4. 出席委員
委員 長 荒 木 貴 子
委 員 竹 本 武 志
委 員 渡 邊 隆 信
委 員 市 場 かおり
教 育 長 吉 田 廣

5. 委員及び傍聴人を除き、会場に出席した者の氏名
教育次長 大 西 司
事務局参事 塩 見 善 則
学校教育課長 小 林 剛
こども未来課長 前 田 晃
こども未来課主幹 後 藤 則 子
自己実現サポート課長 立 花 聡
総合教育センター副所長 柿 本 博 司
教育総務課長 深 田 秀 一
教育総務課主幹 中 倉 建 男
教育総務課課長補佐 千 石 剛

6. 付議事項

議案第 15 号 加西市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について

議案第 16 号 加西市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令の制定について

議案第 17 号 加西市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令の制定について

議案第 18 号 加西市社会教育委員の委嘱について

議案第 19 号 加西市社会教育推進員の委嘱について

議案第 20 号 加西市立総合教育センター条例施行規則の制定について

議案第 21 号 加西市青少年補導委員設置要綱の一部を改正する訓令の制定について

議案第 22 号 加西市青少年補導委員記章及び補導委員証取扱要綱の一部を改正する訓令の制定について

議案第 23 号 加西市青少年補導委員の委嘱について

議案第 24 号 加西市学校給食センター運営審議会委員の委嘱について

議案第 25 号 視聴覚ライブラリー使用規則を廃止する規則の制定について

議案第 26 号 社会教育推進員設置要綱の一部を改正する訓令の制定について

議案第 27 号 社会教育推進員に対する加西市教育長感謝状贈呈要綱の一部を改正する訓令の制定について

7. 議題となった動議を提出した者の氏名

なし

8. 質問及び討議の内容

議案第 15 号 加西市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について

教育総務課長より、議案第 15 号 加西市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について、委員会の議決を求めるもので、主な改正内容は、加西市教育委員会事務局に、現存する 4 課に総合教育センターを新たに設置する組織改正をおこなうもので、その担当業務は、教育推進と育成支援であるとの説明を行う。

荒木委員長から、加西市青少年センターの削除については、加西市青少年センター設置条例廃止に伴うものと質問され、議会ですでに廃止されており、青少年センター条例が廃止されているものであると回答し、原案どおり可決される。

議案第 16 号 加西市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令の制定について

教育総務課長より、議案第 16 号 加西市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令の制定について、委員会の議決を求めるもので、総合教育センター設置に伴う文書に用いる記号を追加し、同時に、青少年センターと教育研修所廃止に伴い、文書に用いていた記号を削除することを説明し、原案どおり可決される。

議案第 17 号 加西市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令の制定について

総合教育センター所長より、加西市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令の制定について、総合教育センターの設置に伴い改正するもので、加西市教育研修所長及び加西市青少年センター所長之印を廃止し、新たに総合教育センター所長之印及び総合教育センター之印を設けると説明し、原案どおり承認される。

議案第 20 号 加西市立総合教育センター条例施行規則の制定について

総合教育センター所長より、加西市立総合教育センター条例の制定により、同条例施行規則を制定するものであり、運営委員会、青少年補導委員、開館時間など各必要な事項を定め、併せて、附則により加西市教育研修所規則を廃止すると説明する。

渡邊委員より、運営委員会の概要について質問があり、総合教育センター所長、総合教育センター副所長から運営委員会の活動等の説明をする。荒木委員長より、図書の貸出について質問があり、センター所長から貸出方法の現状と図書館との連携を含めた今後の予定等を説明をする。市場委員より、センターで過ごしている子どもたちの状況について質問があり、センター所長、センター副所長から具体事例を含めた様子を説明し、原案どおり承認される。

議案第 21 号 加西市青少年補導委員設置要綱の一部を改正する訓令の制定について

総合教育センター所長より、加西市青少年補導委員設置要綱の一部を改正する訓令の制定について、第 1 条の根拠法令を加西市青少年センター設置条例から加西市立総合教育センター条例施行規則に改めるものと説明し、原案どおり承認される。

議案第 22 号 加西市青少年補導委員記章及び補導委員証取扱要綱の一部を改正する訓令の制定について

総合教育センター所長より、加西市青少年補導委員記章及び補導委員証取扱要綱の一部を改正する訓令の制定について、第 1 条の根拠法令を加西市青少年センター設置条例から加西市立総合教育センター条例施行規則に改め、その他、名称を青少年センター所長から総合教育センター所長に改めるものと説明し、原案どおり承認される。

議案第 23 号 加西市青少年補導委員の委嘱について

総合教育センター副所長より、加西市立総合教育センター条例施行規則第 4 条の規定によ

り、加西市青少年補導委員に委嘱するにあたり、委員会の議決を求めるものであり、各自治体、PTA、婦人会などから選ばれた方々153名と説明する。

市場委員より更生保護女性会について質問があり、柿本副所長から当該会の概要を説明し、原案どおり承認される。

議案第 18 号 加西市社会教育委員の委嘱について

自己実現サポート課長より、議案第 18 号 加西市社会教育委員の委嘱について、加西市社会教育委員に関する条例第 2 条及び第 3 条の規定により、委員会の議決を求めるもので、前任者が退職され、欠員補充のため学校長会から推薦されたもので、任期は、前任者の残任期間の平成 23 年 4 月 1 日～平成 23 年 7 月 21 日までであることを説明し、原案どおり可決される。

議案第 19 号 加西市社会教育推進員の委嘱について

議案第 26 号 社会教育推進員設置要綱の一部を改正する訓令の制定について

自己実現サポート課長より、議案第 19 号 加西市社会教育推進員の委嘱について、加西市社会教育推進員設置要綱第 3 条及び第 4 条の規定により、市内 145 行政区で 164 名の委員を委嘱することについて委員会の議決を求めるもので、委嘱期間は、平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日まで、今年度、新たに社会教育推進委員になったものは、63 名であることを説明する。

また、委嘱期間の 1 年間への短縮については、議案第 26 号 社会教育推進員設置要綱の一部を改正し、従来の 2 年任期を 1 年任期に改正することの委員会の議決を求めるもので、社会教育推進員は、当該要綱第 2 条の規定により町ごとに推薦を受け委嘱しているが、町においては 1 年交代とする場合が多く、又選出する時期も 1 月となることから、推薦される実態にあわせ、社会教育推進委員の委嘱と同時に改正するものであることを説明し、原案どおり可決される。

議案第 24 号 加西市学校給食センター運営審議会委員の委嘱について

教育総務課長より、議案第 24 号 加西市学校給食センター運営審議会委員の委嘱について、加西市学校給食センターの設置及び運営に関する条例第 6 条第 5 項により、1 号から 3 号委員及び 5 号委員を委嘱することについて委員会の議決を求めるもので、任期は、平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日まで、4 号委員は、PTA 役員で、PTA 総会後に決定するため、5 月の教育委員会で上程することを説明し、原案どおり可決される。

議案第 25 号 視聴覚ライブラリー使用規則を廃止する規則の制定について

自己実現サポート課長より、議案第 25 号 視聴覚ライブラリー使用規則を廃止する規則の制定について、社会教育委員から「加西市視聴覚ライブラリーの取り扱いの方向性について」の答申を受け、平成 23 年度第 3 回市教育委員会で答申どおり了承されたため、視聴覚ライブラリー使用規則を廃止することを説明し、原案どおり可決される。

議案第 27 号 社会教育推進員の対する加西市教育長感謝状贈呈要綱の一部を改正する訓令の制定について

自己実現サポート課長より、議案第 27 号 社会教育推進員に対する加西市教育長感謝状贈呈要綱の一部を改正する訓令の制定について、社会教育推進員設置要綱第 4 条の改正をおこなうことについて委員会の議決を求めるもので、前号の議案により、社会教育推進員の任期が 1 年に改正されたことにより、在任期間を改正前の 3 期 6 年以上を通算 6 年以上に改正する説明をおこない、原案どおり可決される。

9. 議決事項

議案第 15 号 加西市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について

原案どおり可決

議案第 16 号 加西市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令の制定について

原案どおり可決

議案第 17 号 加西市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令の制定について

原案どおり可決

議案第 18 号 加西市社会教育委員の委嘱について

原案どおり可決

議案第 19 号 加西市社会教育推進員の委嘱について

原案どおり可決

議案第 20 号 加西市立総合教育センター条例施行規則の制定について

原案どおり可決

議案第 21 号 加西市青少年補導委員設置要綱の一部を改正する訓令の制定について

原案どおり可決

議案第 22 号 加西市青少年補導委員記章及び補導委員証取扱要綱の一部を改正する訓令の制定について

原案どおり可決

議案第 23 号 加西市青少年補導委員の委嘱について

原案どおり可決

議案第 24 号 加西市学校給食センター運営審議会委員の委嘱について

原案どおり可決

議案第 25 号 視聴覚ライブラリー使用規則を廃止する規則の制定について

原案どおり可決

議案第 26 号 社会教育推進員設置要綱の一部を改正する訓令の制定について

原案どおり可決

議案第 27 号 社会教育推進員に対する加西市教育長感謝状贈呈要綱の一部を改正する訓令の制定について

原案どおり可決

10. 報告事項

(1) 教育長の報告

教育長より、加西市教育委員会事務局職員の人事異動については、教育総務課長に説明するよう指示し、教育総務課長が、教育委員会への転入者が大西教育次長、学校教育課の小林課長、安富係長、小林主事、昇任者は、自己実現サポート課の繁田課長補佐、教育委員会内部移動者として、塩見氏が総合教育センター所長に、柿本氏が総合教育センター副所長に、それぞれ異動したことを報告する。

続いて、教育長より、木造校舎の耐震診断結果（3月14日付兵庫県耐震診断改修計画評価委員会）により、宇仁小学校、富田小学校、西在田小学校ともにIw値0.7未満で倒壊する可能性が高い校舎であるという結果が出た。

宇仁小学校については、新用地で改築するというので、3月28日議会で市長の方から明言があり、富田小学校、西在田小学校については検討中である、補正予算措置については、宇仁小学校、富田小学校、西在田小学校の応急耐震については、6月補正で対応し、宇仁小学校の改築に係る基本設計に関する予算欲求も同時に行なう。富田小学校、西在田小学校については、今後協議が必要である。

学校あり方検討委員会の委員から、あり方検討委員会の結論が出ていないのに、宇仁小学校の建替えを行なうのはいかがなものかという意見がでましたが、あり方検討委員会の席上また、議会でも申しているとおり、耐震とあり方検討委員会とは別次元であることを報告している。

次に4月25日に環太平洋大学の次世代教育学部、体育学部と学校教育、幼児教育、その他について連携協定を結ぶ予定。

教育委員会評価委員について、竺沙知章氏、日渡円氏、濱本泰秀氏、内藤和之氏に依頼し、全員に了解をいただいております。

泉中学校が2011年度兵庫県NIE実践指定校になったこと。

東日本大震災への避難所運営支援班として、本日、自己実現サポート課の森課長補佐が気仙沼市へ出発しました。罹災証明の発行等の業務に携わる予定です。

文部科学省の平成23年度耐震化の予算が870億円で、宇仁小学校の木造校舎改築について文部科学省の方へお願いしたいと考えています。

また、総合教育センター所長より、総合教育センターで教職員向けに開催を予定している講座。

5月10日に仙田満先生に来ていただき、新しい学校のあり方についてシンポジウムをとおして学んでいきたい。1回目は保護者、2回目は小中学生、3回目は教職員を対象に実施。1回目については、文部科学省からも1名参加される予定。

最後に、4月から小学校に学籍処理等を行なうソフトを配っており、「指導要録」「出席簿」「あゆみ」等がデジタル化されていく予定。教職員の業務改善を目的に取り組んでいることを報告する。

同時に、教育長から、個人データの流出等がないよう十分管理するとの報告がある。

(2) 教育次長の報告

教育次長より、平成 23 年度加西市教職員組合の役員が決まりました。

支部長に服部英雄氏(日吉小) 副支部長に吉村靖氏(加西特別支援) 村田豊樹氏(加西中) 荒木福子氏(泉中) 書記長に高田勝也氏(善防中) 書記次長に林満氏(北条中) 奥田成美氏(北条小) 黒崎章子氏(富合小) 女性部長に山本純子氏(北条東小)

4月8日に第1回目の会合を持ち、それぞれの立場で、加西市の子どもたち、教職員のためにがんばろうという話し合いを実施し、年間5~6回の交渉を持つ予定であることを報告する。

(3) 教育総務課主幹の報告

教育総務課主幹より、木造校舎耐震診断結果が判明し、Iw 値について、宇仁小学校 0.22、富田小学校 0.28、西在田小学校 0.32 であり、全ての木造校舎が、大地震において倒壊の危機性が高いという結果となりました。

この対策として、宇仁小学校は移転改築工事による耐震化を行い、他の2校については、耐震補強工事または、改築工事による耐震化を今後検討する。

また、3校とも耐震性が低いため、当面の児童の安全確保のため、応急耐震補強工事を早急に実施する計画である。

続いて、学校より要望されている営繕工事・備品について、各学校の実情を現地確認し、緊急度と優先順位を決めて整備を行い、学校間の格差が少なくなるように調整する。各施設訪問日程は3日間あるので、教育委員の参加をお願いしたい、との報告を行う。

(4) 学校教育課長の報告

学校教育課長より、平成 23 年度学校組織表に添付している資料に基づき、校長、教頭、事務職員について説明する。また、教職員人事異動の内容は、転入者 2 名、昇進者 19 名、内部異動 40 名であったことを報告する。

(5) 自己実現サポート課長の報告

自己実現サポート課長より、加西球場のネーミングライツについて、加西球場からアラジンスタジアムに名称が変更され、応募企業が㈱千石、日本イー・アイ・シー(株)の2社で、協定期間が、平成 23 年 4 月 1 日より平成 26 年 3 月 31 日までであること、応募金額は 200 万円。今後の対応については、加西球場入り口看板を「アラジンスタジアム」へ変更し、スコアボード下部に㈱千石・日本イー・アイ・シー(株)の広告看板が設置されることを報告する。

(6) こども未来課長の報告

こども未来課長より、平成 23 年度幼稚園・幼稚園及び保育所（園）の組織表について説明をおこない、職員の退職者を不補充としているため、園長・施設長の配置において一部の園で兼任させていると報告する。

11. 協議事項

(1) 報告事項の中から

加西球場ネーミングライツについて

竹本委員より、ネーミングライツの取組をしている事例は、近隣市町であるのか、と質問され自己実現サポート課長が、近隣では加西市がはじめてである、と回答する。

また、荒木委員長より、看板の設置費用はどこが払うのか、と質問され、自己実現サポート課長が業者負担である、と回答する。

加西市教職員組合について

渡邊委員より、加西市の教職員組合加入率と、要望等はどのようなものがあるのかと質問され、教育次長が教職員組合に加入していない非組合員は少数であり、ほぼ全員が教職員組合に加入している。要望等については、年度当初の顔合わせを行い、職員の勤務条件等について大まかな協議を行った、と回答する。

加西球場の使用について

市場委員より、加西球場を年間7日間使用できるというのは、抽選ですかと質問され、自己実現サポート課長が、抽選ではなく協定企業が、優先的に使えるという特典であると回答する。

幼稚園・保育所園長兼務について

荒木委員長より、幼稚園・保育所の園長兼務については、代理者がいない場合があるようですが、支障なく運営できていますか、と質問され、こども未来課長が、好ましくないのですが、職員がいないため、やむを得ない状況ですと回答する。

子どもの安全教育について

竹本委員より、自動車が子どもの列に突っ込む等の事件がありますが、安全教育の対策はどうされていますか、との質問に、学校教育課長が、通学路については、自己防衛能力の育成を含めた体制づくりをより一層強くしたいと思っています。

また、教育次長より、ワッシュイスクールや見守り隊といった地域の人たちにも協力していただいているところですが、子どもたちの自己防衛能力の育成について、強化していきたいと考えています、と回答する。

木造校舎の耐震診断結果について

渡邊委員より、倒壊する可能性が高いとはどの程度の揺れですか、と質問され、教育総務課主幹が、大地震レベルの震度6強です、と回答する。

12. 教育委員の提案・報告

教育総務課長より、教育委員の担当中学校区の設定について、中学校区に1人の分担制にしてはどうか、と伺う。

教育次長より、入学式やPTA総会・卒業式の案内は、担当校区から来るとは思いますが、全て出席はできないと思いますので、臨機応変に対応願いますとお願いされる。

13. 今後の予定について

- ・ H23 全県教育委員研修会 5月18日(水) 12:00~加西市健康福祉会館
- ・ 第5回定例教育委員会 5月27日(金) 13:30~5階(大)会議室
- ・ 第6回定例教育委員会 6月23日(木) 13:30~5階(大)会議室

この会議録は、事務局職員が作成したものであるが、真正であることを認めここに署名する。

平成 23 年 4 月 22 日

出席委員

(出席委員署名)